

令和4年6月28日

会 員 各 位

(一社)神戸市機械金属工業会
会 長 阿知波 規之

令和4年度優良従業員表彰候補者の推薦について

平素は、当工業会の事業運営につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年度優良従業員表彰は会長表彰が令和4年10月14日(金)、神戸市長表彰が令和4年12月1日(木)に開催が決まりました。

今年度も新型コロナの対策の為、会長表彰は会場が神戸市産業振興センター ハーバーホールでの開催となります。状況によっては延期・中止の場合もございますが、詳細は推薦いただいた会員企業へお伝えいたします。(神戸市長表彰の会場は現在調整中です)

各企業におかれましては、候補者を下記により選考の上、推薦をお願いします。

なお、市長表彰の推薦については、当会総務部会での選考を経て、関係書類を神戸市に提出いたします。

記

1. 表彰の種類と資格

- ①優良従業員会長表彰 勤続10年以上
優良従業員会長表彰 勤続20年以上
- ②優良従業員市長表彰 勤続20年以上の勤務者で優良従業員会長表彰20年以上の受賞者
(但し、資本金1億円以下、従業員300人以下の事業所)

2. 推薦の方法

一般社団法人神戸市機械金属工業会「優良従業員表彰規程」による。

優良従業員表彰規程(裏面)をご参照ください。

3. 提出書類

候補者1名につき 推薦書と履歴書の各1通を提出してください。

4. 提出期限

令和4年7月29日(金) 必着のこと *以降、選考後、神戸市宛書類提出致します。

5. 書類提出先

☎ 650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目8-4
神戸市産業振興センター5階 (一社)神戸市機械金属工業会宛

6. 表彰負担金

- (1) 会長表彰については推薦企業の実費負担となります。
(予定金額) 10年以上 6,000円
20年以上 10,000円
- (2) 市長表彰については、負担金は不要です。

- #### 7. 今回のお届け書類
- (1) 受賞候補者推薦書(申請に必要な書類)
 - (2) 受賞候補者履歴書(申請に必要な書類)
 - (3) 工業会優良従業員表彰規程

*推薦者が2名以上の場合は、同封の履歴書用紙等をコピーしてご使用ください。

*履歴書等のデータがご入用の場合は、shiozaki@kobekk.or.jp 塩崎までご連絡ください。

優良従業員表彰規程

(一社) 神戸市機械金属工業会優良従業員の表彰規程を次のとおり定める。

1. 優良従業員 会長表彰 (10年以上の部)

- (1) 表彰を受ける年の8月末日をもって同一企業に満10年以上勤務したもの
- (2) 品行方正にして企業内の他の従業員の模範となるもの
- (3) 勤務精励で企業の発展に寄与したもの
- (4) 家族従業員ならびに会社役員は除く
- (5) 事業主の推薦のあったもの
- (6) 上記規定により推薦のあったものを工業会優良従業員表彰者選考委員会が選考し、会長が決定したもの

2. 優良従業員 会長表彰 (20年以上の部)

- (1) 表彰を受ける年の8月末日をもって同一企業に満20年以上勤務し優良従業員10年以上の会長表彰を受けたものまたはこれに準ずるもの
- (2) 品行方正にして社会的にも企業内においても他の従業員の模範となるもの
- (3) 勤務精励にして企業の発展に寄与大なるもの
- (4) 家族従業員ならびに会社役員は除く
- (5) 事業主の推薦のあったもの
- (6) 上記規定により推薦のあったものを工業会優良従業員表彰者選考委員会が選考し、会長が決定したもの

3. 優良従業員 市長表彰候補者選考規定

- (1) 同一企業に20年以上勤務し工業会会長の優良従業員表彰(20年以上の部)を受けたもの
- (2) 品行方正にして社会的にも企業内においても他の模範となるもの
- (3) 勤務精励にして企業の発展に寄与大なるもの
- (4) 現在までに市長表彰を受けたことのないもの
- (5) 家族従業員ならびに会社役員は除く
- (6) 以上の当該者で事業主の推薦のあったもの
- (7) 上記規定により推薦のあったものを工業会優良従業員表彰者選考委員会が別に定める選考基準により選考し、会長が決定したもの

選考基準

- (1) 市長表彰候補者は同一企業から同一年度に1名を原則とする
- (2) 同一企業の推薦者が2年連続して候補者となることを避けることを原則とする
- (3) 選考の順位は年齢、勤務年数の高いものを優先する
- (4) 年齢、勤務年数が同一の場合は、次の順とする
 - ①過去の受賞回数の少ない企業の推薦者
 - ②前号の回数が同一の場合は、会長表彰を受けたもの及びその受賞年数の古いもの
 - ③選考の結果定員に達しない場合、市長表彰候補者選考規定第1号の基準に達しなくても、企業の発展に特に貢献したものを選考の対象とすることができる。